

海外農業情報調査分析

(中南米)

コロンビアの農業及び農業政策

目 次

1. コロンビアにおける農業・農業政策	57
(1) コロンビアの農業の現状	57
(2) コロンビアの畜産業の現状	71
(3) コロンビアの農業政策	73
2. コロンビア米FTAの内容とコロンビア農業への影響	77
(1) コロンビア米FTAの内容	77
(2) 進捗状況と問題点	81
3. バイオ燃料の生産・輸出動向	91

1. コロンビアにおける農業・農業政策

(1) コロンビアの農業の現状

1) 農業人口

世界銀行の統計によると、コロンビアの人口は2009年に4,565万人となっている¹。過去の農村人口は現在よりも多かったが、農民が都市への移動を始めたことにより、農村人口は減少の一途をたどった。この結果、1950年代には全人口の61%を占めた農村人口は、1970年代には約40%となり、1980年代半ばには約35%まで低下した。

2000年から2005年までの農民の都市への移動理由をみると、経済的な理由によるもの約60%に加えて、農村地域でのゲリラの猛威により都市へ避難せざるを得なかったという理由が約40%を占めた。しかし、2006年からは治安回復による農村地域への回帰が始まり、2006～2010年の間、農村部就労人口は38万人増加した。特に、2009年から2010年4月までの間では、約19万人の増加となっている。

農村部就労人口と農業就労人口（2006～2010年）

(1,000人、%)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
農村部就労人口	3,996	3,861	3,851	4,191	4,379
農畜水産業就労人口	2,545	2,533	2,529	2,729	2,833
農村部就労人口に占める 農畜水産業就労人口比率	63.7	65.6	65.7	65.1	64.7
農村部失業率	8.2	7.2	8.2	7.9	8.8

(注) 2010年は、4月時点。

(資料) 国家統計局 (DANE)

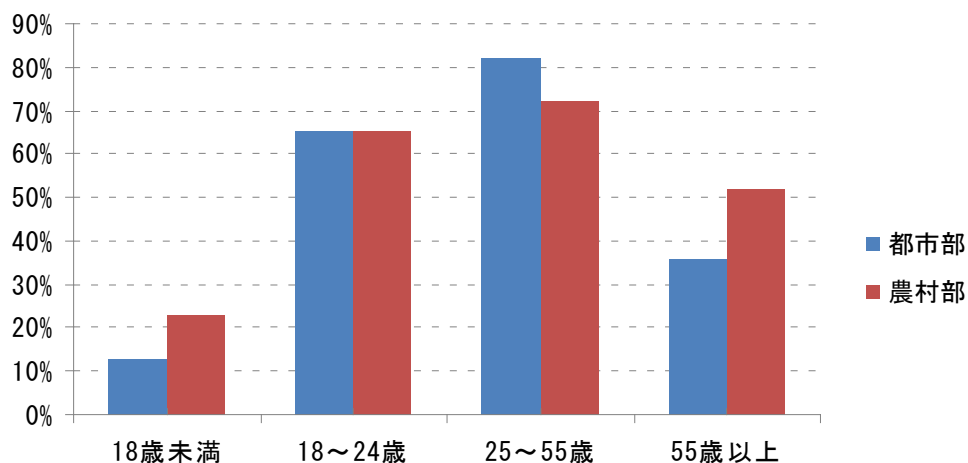
また、農村部就労人口に占める農畜水産業就労人口の割合は、65～66%で推移している。農村部の失業率は7～9%程度で、大きな変動はない。

なお、農村部居住者の性別構成比については、約52%が男性、約48%が女性となっている。これは、男性が約47%、女性が約53%という都市部とは対照的な構成をなしている。この原因として、女性の農村部から都市部への移動が特に多いためと考えられる。

都市部と農村部における就労者の年齢別構成比をみると、農村部では18歳未満及び55歳以上の就労率が都市部に比べて高い。これは、農村部における18歳未満の就学率の低さの要因ともなっている。また、55歳以上の就労率の高さは、年金などの収入が不十分なため、高齢となっても働き続けざるを得ない事情の反映と考えられる。

¹ <http://data.worldbank.org/country/colombia>

年齢層別就労割合



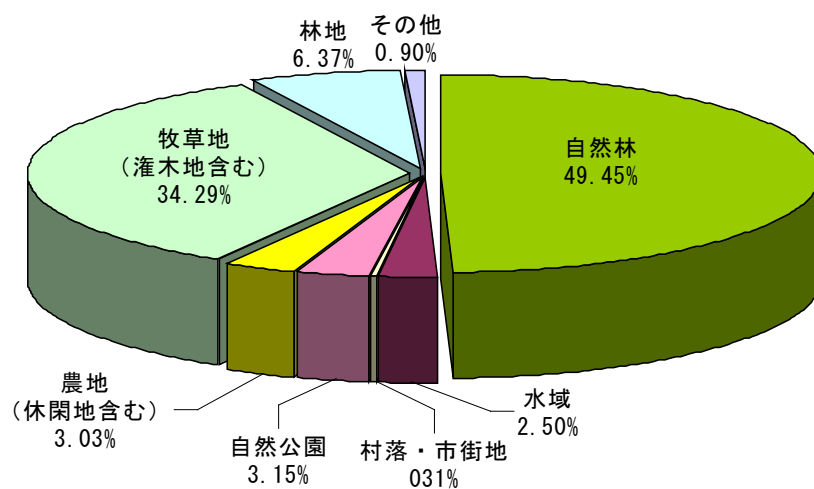
(資料) 中央銀行

2) 農地

①土地利用状況

以下に、コロンビアにおける土地利用状況を示す。コロンビア全土の面積は1億1,400万ヘクタールであるが、農地は340万ヘクタールと、全体の約3%に過ぎない。他方、牧草地は約4,000万ヘクタールで、全体の約34%を占める。

コロンビアにおける土地利用状況 (2008年)

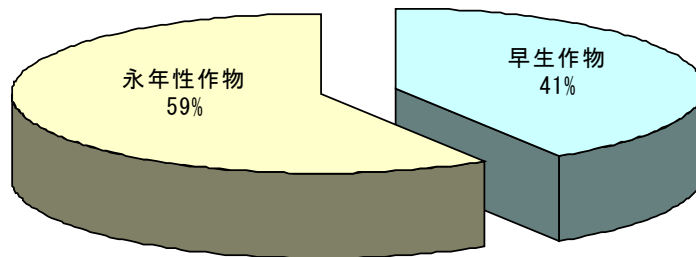


(資料) 農業省、Corporacion Colombiana Internaional

半官半民の機関である Corporacion Colombiana Internaional (CCI) のアンケート調査によれば、2009 年の農作物の土地利用状況などは以下のとおりとなっている。

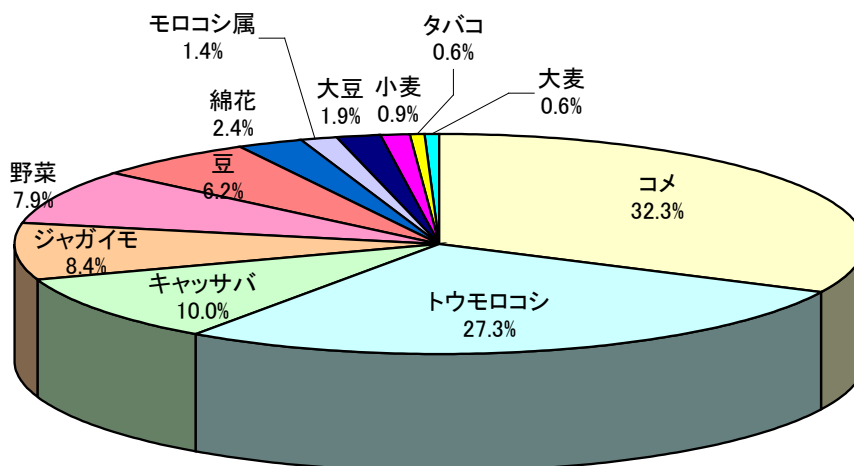
まず、早生／永年性作物の比率は、永年性作物が 59%、早生作物が 41%となっている。

早生／永年性別土地利用状況（2009 年）



(資料) CCI アンケート調査

早生作物の土地利用比率（2009 年）

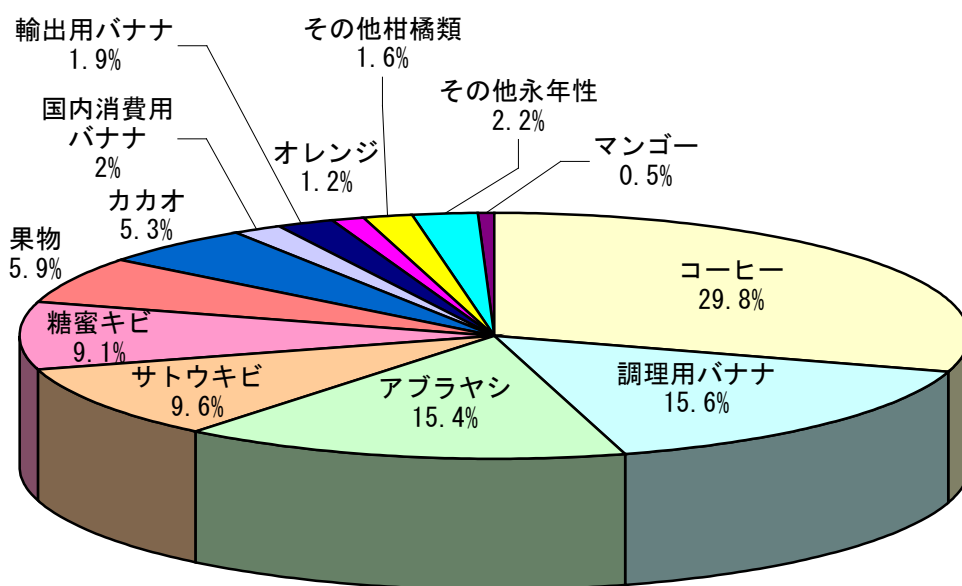


(資料) CCI アンケート調査

早生作物の土地利用状況についてみると、コメが32.3%を占め最も比率が高く、以下、トウモロコシ27.3%、キャッサバ10.0%となっている。

一方、永年性作物の場合には、コーヒーが29.8%で最も比率が高く、以下、調理用バナナ15.6%、アブラヤシ15.4%、サトウキビ9.6%などとなっている。

永年性作物の土地利用比率（2009年）



（資料）CGI アンケート調査

②作付面積

2000年及び2007～2008年のコロンビアの主要作物別の作付面積についてみると、以下のとおりである。

コーヒーは、コロンビア最大の作付面積を持ち、トウモロコシとコメがそれに次ぐ作付面積を占めている。なお、同じ農地で複数種類の作物を輪作している場合があるため、統計の各作物の合計面積は、総作付面積より多くなっている。

主要作物別作付面積の推移

(ヘクタール)

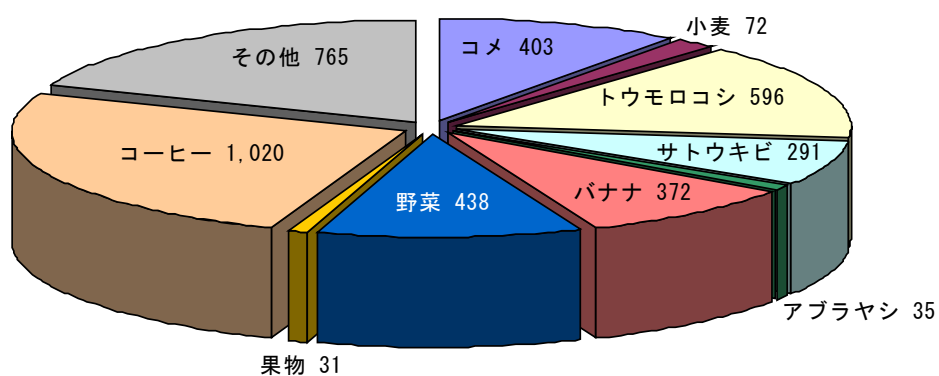
	2000	2005	2006	2007	2008
胡麻	6,398	3,517	4,315	3,906	3,059
綿花	48,226	73,964	56,333	46,710	39,605
コメ	475,914	467,712	442,599	447,138	505,167
いも類	350,067	327,355	352,256	347,275	340,764
キャッサバ	179,348	175,356	189,897	189,572	182,465
ジャガイモ	170,719	152,000	162,359	157,703	158,299
タバコ	14,692	18,489	17,215	14,927	11,599
大麦	5,336	1,873	1,810	2,305	2,474
豆類	115,739	123,763	116,720	131,277	122,724
トウモロコシ	571,812	583,865	606,232	609,429	591,890
モロコシ属	68,424	67,877	52,539	43,109	21,035
大豆	18,367	39,545	28,950	29,035	26,344
小麦	19,842	20,894	17,549	18,311	14,142
ピーナッツ	3,141	1,807	2,462	2,278	2,385
野菜	96,134	91,928	101,492	104,379	113,773
バナナ類	431,880	431,166	428,891	424,125	406,213
カカオ	93,492	107,020	109,543	106,320	108,528
サトウキビ類	400,056	388,502	386,425	383,961	358,442
アブラヤシ	134,772	163,770	177,852	199,427	220,241
ココナッツ	14,076	14,142	13,874	15,776	15,112
リュウゼツラン	17,987	18,593	18,124	19,356	18,897
果実類	162,171	209,263	220,650	222,699	219,626
コーヒー	675,342	806,884	785,535	797,660	732,656
合計	4,920,557	5,127,440	5,126,151	5,139,692	4,991,693

(資料) 農業省、AUGURA (バナナ)、FEDERACAFE (コーヒー)、ASOCAÑA (サトウキビ)、FEDEPALMA (油ヤシ)

次に、1980年代前半と、約四半世紀を経た2005～2008年との主要作物別の作付面積を比較すると、コーヒーの作付面積の減少と、サトウキビとアブラヤシの作付面積の拡大が目立っている。

主要農作物別作付面積（1981～1985年）

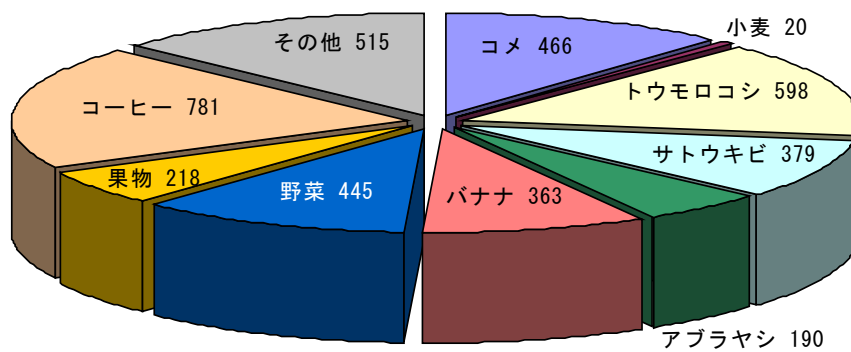
(1,000ヘクタール)



(資料) 農業省

主要農作物別作付面積（2005～2008年）

(1,000ヘクタール)



(資料) 農業省

これは、コーヒーの国際価格下落や、近年のバイオ燃料の需要拡大というトレンドを踏まえ、エタノール燃料の原料となるサトウキビや、バイオディーゼルの原料となるアブラヤシへの作付シフトが起こったことによるとみられる。

③耕作可能面積

コロンビア全土のうち、耕作可能な土地は1,000万ヘクタールと推定されているが、現在農地として利用されている土地は340万ヘクタールに留まっている。アグロフォレストリーの適地と見なされる土地は2,200万ヘクタールあるが、実際には1,000万ヘクタールのみ利用されており、また、林業適地2,160万ヘクタールに対して、実際の林地利用は990万ヘクタールに留まる²。

一方、牧畜適地1,020万ヘクタールに対して、実際の牧草地は4,000万ヘクタールとなっているが、これは本来の農業適地や林業適地が、牧畜用地として利用されているためであるとみられる³。

こうした生産性の低い牧草地を農地へと転換して農業の活性化を促すため、コロンビア国会は2007年、政府が非生産地を前年の地価で購入できる、あるいは前年の地価を賠償金として押収できる、という法律を承認した⁴。

開拓可能な農業適地は未だ多く、近年はアンデス山脈東部の平原地帯、リャノ地方での開拓が盛んになっている。同地方では、450万ヘクタールの土地が耕作可能と推定されるが、同地方のインフラ整備は開拓の進展に追いついておらず、また土壌が酸性であるため、石灰による土壌改良が必要である。

なお農業適地の中には、現在も違法なコカ栽培を行っている土地が含まれている。コロンビア政府による麻薬撲滅活動により、コカ栽培は近年減少傾向にあるが、更なる復元が求められている⁵。

² 「Informe Nacional de Competitividad 2008-2009」

³ 「Informe Nacional de Competitividad 2008-2009」

⁴ 農地開発法 1152, 第 72、73 条。

⁵ 国連 UNODC によれば、2009 年のコロンビアの違法コカ栽培面積は 68,000 ヘクタールで、2008 年比 16% 減となっている (1990 年比では 60% 減)。2001 年には 14 万ヘクタールあり、コカ生産は国全体の GDP の 0.9%、農産品の 6.2% を占めていた。

Llano 地方

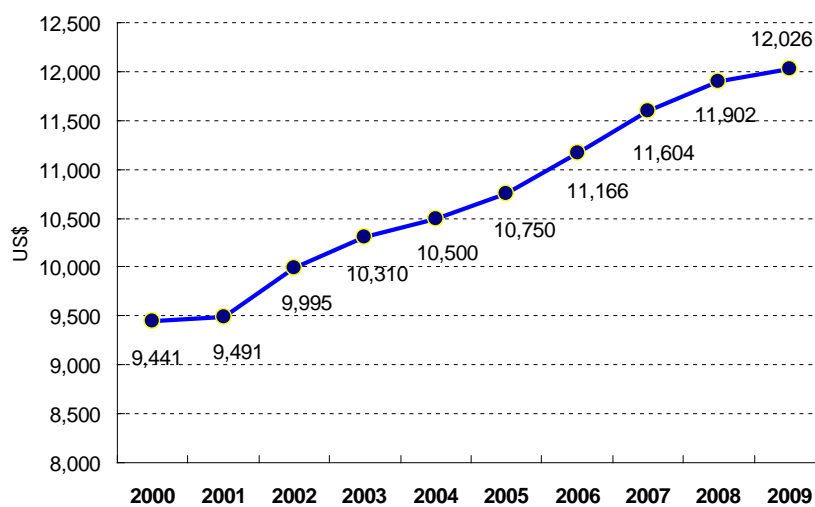


3) 生産

農畜水産業の GDP の推移は以下のとおりである。2009 年の農畜水産業の生産額は 120 億ドルで、GDP に占める農畜水産業の割合は 9.2%であった。

農畜水産業の GDP の推移 (2000~2009 年)

(100 万ドル)



(資料) 中央銀行

次に、産業別の実質 GDP の成長率をみると、農畜水産業は、2007 年には 3.7%の伸びを示したものの、2008 年はマイナス 0.6%、2009 年もマイナス 0.4%と 2 年連続でマイナス成長となった。2010 年は通年でプラス成長が見込まれているものの、伸び率は低い水準にとどまる可能性が高い。

産業部門別実質 GDP 成長率の推移

(%)

	2007	08	09	09/1Q	09/2Q	09/3Q	09/4Q	10/1Q	10/2Q
GDP	6.9	2.7	0.8	-0.4	-0.2	0.9	3.0	4.2	4.5
農畜水産業	3.7	-0.6	-0.4	-2.3	-2.7	1.0	2.5	-1.3	1.1
鉱業	1.3	7.0	9.6	10.0	8.6	7.7	12.1	13.6	14.9
製造業	8.1	-4.2	-5.9	-8.3	-9.5	-4.8	-0.6	4.7	8.4
電気・ガス・水道	4.1	0.1	1.4	-2.7	-1.0	3.1	6.3	6.3	3.3
建設	7.5	3.0	14.6	1.8	18.9	14.2	24.1	11.9	-5.6
商業・レストラン・ ホテル	8.6	2.5	-2.3	-4.1	-2.7	-1.9	-0.3	4.3	5.4
運輸・通信・倉庫	10.2	5.3	0.0	1.0	0.6	-2.2	0.6	2.4	4.2
金融・保険・不動産・ 法人サービス	6.8	8.5	3.1	5.5	3.1	2.2	1.8	1.8	3.2
社会・地域・個人 サービス	4.9	2.5	1.3	0.2	0.2	2.7	2.2	4.9	3.7

(資料) DANE

主要な農作物の生産量と単収の推移は、以下のとおりである。過去 5 年間に於いて、生産量と単収にはあまり大きな変化はみられない。

主要農作物の生産量と単収の推移

(100万トン、%)

	2000		2004		2005	
	生産量	単収	生産量	単収	生産量	単収
胡麻	4,113	643	3,008	743	2,700	768
綿花	111,106	2,304	141,717	2,111	144,322	1,951
コメ	2,448,046	5,144	2,935,704	5,467	2,515,623	5,379
イモ類 (収穫率はジャガイモのもの)	5,015,765	16,887	5,199,304	17,740	4,939,590	17,768
タバコ	27,767	1,844	31,977	2,005	34,612	1,924
オオムギ	10,552	1,978	3,598	1,866	3,282	1,752
豆	124,559	1,076	125,821	1,114	140,346	1,134
トウモロコシ	1,204,471	2,106	1,363,723	2,230	1,286,030	2,203
モロコシ属	217,565	3,180	248,115	3,195	219,343	3,231
大豆	37,829	2,060	68,046	1,982	60,244	1,523
小麦	42,497	2,142	43,118	2,158	49,956	2,391
ピーナッツ	4,504	1,434	1,835	1,166	2,112	1,169
野菜類	1,710,009	17,788	1,370,269	15,477	1,427,564	15,529
バナナ類 (収穫率は輸出用バナナのもの)	4,347,142	37,093	4,415,594	32,015	4,540,346	34,513
カカオ	44,544	476	49,466	473	49,583	463
サトウキビ	36,399,212	12,786	41,173,562	15,916	39,612,041	15,214
油ヤシ	524,001	3,888	630,388	4,114	672,597	4,107
ココナッツ	101,239	7,192	128,764	8,623	126,107	8,917
リュウゼツラン	19,355	1,076	20,656	1,145	20,961	1,127
果物類	2,260,534	13,939	2,828,654	14,105	2,941,653	14,057
コーヒー	637,140	943	674,400	874	667,140	827
合計	55,291,949	-	61,457,718	-	59,456,153	-

	2006		2007		2008	
	生産量	単収	生産量	単収	生産量	単収
胡麻	3,580	830	2,947	754	2,305	754
綿花	114,882	2,039	109,036	2,334	92,899	2,346
コメ	2,421,712	5,472	2,468,238	5,520	2,814,818	5,572
イモ類 (収穫率はジャガイモのもの)	5,233,037	17,887	5,206,361	17,960	5,150,435	17,712
タバコ	31,184	1,947	27,525	1,890	21,176	1,830
オオムギ	3,121	1,724	3,939	1,709	3,910	1,580
豆	135,182	1,158	156,607	1,193	147,359	1,201
トウモロコシ	1,332,005	2,197	1,342,303	2,203	1,332,282	2,251
モロコシ属	168,425	3,206	131,046	3,040	61,882	2,942
大豆	48,335	1,670	55,642	1,916	55,950	2,124
小麦	39,602	2,257	44,031	2,405	26,459	1,871
ピーナッツ	3,414	1,387	2,586	1,135	3,595	1,507
野菜類	1,641,722	16,176	1,728,168	16,557	1,770,782	15,564
バナナ類 (収穫率は輸出用バナナのもの)	4,610,885	34,805	4,692,545	38,756	4,631,490	41,197
カカオ	53,512	489	57,634	542	59,756	551
サトウキビ	38,287,312	13,319	37,539,554	12,318	35,516,123	12,928
油ヤシ	715,687	4,024	733,115	3,676	777,558	3,530
ココナッツ	113,405	8,174	117,372	7,440	112,289	7,430
リュウゼツラン	21,193	1,169	22,142	1,144	22,081	1,168
果物類	3,139,432	14,228	3,210,944	14,418	3,044,894	13,864
コーヒー	724,740	923	757,080	949	688,680	940
合計	58,842,367	-	58,408,814	-	56,336,723	-

(資料) 農業省

以下に、主要農産物の概要について述べる。

①コーヒー

コロンビア産コーヒーはアラビカ種で、高品質なコーヒーとして世界的に人気が高く、海外市場における取引価格も高い。コロンビアは長年にわたり、ブラジルに次ぐ世界第2位のコーヒーの生産・輸出国であった。しかし、ベトナムが低価格を武器に、生産量・輸出量ともに大幅に伸ばして躍進した結果、1999/2000 コーヒー年度（1999年10月～2000年9月）以降、輸出に関しては世界第3位に後退した。

コーヒーは標高1,000～2,000メートルの高地で栽培されており、主な生産地はアンティオキア、カルダス、キンディオ、トリマ、バージェの各県となっている。これらの地域は、土壌が弱酸性であり、水はけがよく、気温、年間降雨量ともに、アラビカ種コーヒーの栽培に最適の条件となっている。適地栽培のため、天候異変による影響は少ないとされてきたが、近年はエル・ニーニョやラ・ニーニャといった異常気象により生産量が減少するなど被害を受けている。特に、開花期の長雨が悪影響を及ぼし、生産量が減少する被害が発生している。

コロンビアにおけるコーヒー栽培は、栽培地が山地の斜面にあることから、大規模栽培に適していない。したがって、地場農家による小規模栽培が行なわれ、外資による栽培はほとんど行なわれていない。全国の約6割の市町村で30戸のコーヒー農家が生産を行っており、これは農業従事者の約3分の1を占めている。農家一戸当たりの作付面積は3～4ヘクタールであり、ブラジルなどと比べて規模が小さいことが特徴である。また、コーヒー農園の多くが傾斜地にあるため、作業には手間がかかる。

コーヒーの収穫時期は3～6月、10～12月の年2回である。10月から翌年9月がコーヒー年度となっている。国立コーヒー生産者連合会(FEDECAFE)が発表する生産量見込みは、通常同期間の生産量となっている。同協会によれば、年間ベースでの生産量は、900～1,200万袋（1袋は60kg）で推移している。

FEDECAFEは、コーヒー産業の保護・育成、コーヒー農家の所得安定化や厚生改善を図る役割も担っており、コーヒー基金(Fondo Nacional del Café)を通じた公定価格買い上げ制度、海外市場の開拓・宣伝活動などを実施している。なお、コーヒー生産者向けの銀行として設立されたコーヒー銀行(Bancafe)は、多額の不良債権を抱えて、現在は金融機関保証基金(FOGAFÍN)の監督下で健全化が進められており、当初は2001年中の民営化を目指していたが、内外投資事情悪化により延期され、2006年中に民営化されることが決定し、同年10月に入札が実施された。

輸出は、FEDECAFEと民間の個人業者が行っている。主要輸出国は米国、ドイツ、日本などの先進国である。かつては、コーヒーの主要生産国・消費国から成る国際コーヒー機関

(ICO) で、コーヒー年度毎の輸出割当が定められていたため、輸出量の変動は小さかった。しかし、1989年7月に輸出割当制が停止され自由競争となったため、世界的な供給過剰とそれともなう価格の下落が始まった。低迷するコーヒーの国際価格を引き上げるために、コロンビア、ブラジルなどのコーヒー輸出国は、1993年10月にコーヒー生産国連盟を設立、加盟国はコーヒー生産量の20%の輸出削減を行うことで合意した。その結果、価格は一旦回復したが、その後、ベトナムなどの輸出攻勢により供給過剰の状態が続いたため、価格は大きな変動が少なかった。しかし、2009年後半以降は、新興国におけるコーヒー需要の拡大とコロンビアをはじめとする主要生産国における減産の影響から、コーヒー生豆の価格が上昇傾向にある。

コロンビアにおける適地での零細農家による手作業での栽培は、コロンビア産コーヒーの高品質に寄与していることは間違いない。しかし、機械化が進まず、コストや効率面での問題がある。また、全体的にコーヒーの樹齢が高いこともあり、コーヒー産業は厳しい局面を迎えつつある。

FEDECAFE は、コーヒーの古木の剪定と新規の植樹に対して奨励金を支給するなどして生産量の回復を図っている。IDB などの国際金融機関によるコーヒー業者に対する資金援助の利用や、米国政府に輸入促進策を求めるなど、対外的にも輸出強化に向けた活動を進めている。最近では、有機栽培コーヒー、フェアトレード・コーヒー（最低価格を保証して、小規模農家の組合などから直接購入することで生産者の自立を支援する）、日陰栽培コーヒー（野生動植物の生態系を維持するためのシェードツリーを備えた環境で栽培される）の生産拡大、高付加価値化を指向している。

2003年12月、同国カルタヘナで開催された第89回ICO理事会では、生産者が適正な収入を得るメカニズム構築の重要性が強調された。同委員会では、コーヒー価格の下落によって過去10年間にコーヒー生産国の外貨収入が激減したため、コーヒー農園が麻薬栽培地に変更され、その結果、米国への移民が増加するとともに、大量の麻薬が流入しているとした。また、米国にICOへの再加入を促し、2004年9月、同国はICOへの再加入を発表、2005年2月には正式に同意した。

②バナナ

バナナは、コロンビアの農産物輸出において第3位を占めており、カリブ海沿岸で輸出向けに大規模に栽培されているほか、全国的に小規模な栽培が行われている。輸出高はエクアドル、コスタリカに次ぎ世界第3位、輸出先は主として米国・カナダ（輸出量の約5割）、EU諸国（ドイツ）などである。

EUは、アフリカ・カリブ・太平洋のEU旧植民地バナナ生産国（ACP諸国）支援のため、これらの国からのバナナ輸入には特惠関税を付与しているが、1993年7月、コロンビアを含む米系資本の多いラテンアメリカのバナナ生産7カ国に対して、輸入割当枠を課すことを決定した。コロンビア政府は、EUが輸出割当枠を拡大するとの譲歩案を示したことから、

他のラテンアメリカ諸国に先駆けて EU との交渉を行い、輸出割当制度に合意した。一方、米国、メキシコ、エクアドルなど 5 カ国は、国内バナナ産業への打撃を回避するために、1996 年、WTO に提訴し EU の輸入割当制度の撤廃を求めた。WTO は、1997 年 5 月に、同制度に対して「自由貿易の原則に違反する」旨の裁定を下し、同制度は廃止された。WTO 裁定を受け、EU は、1998 年度内に ACP 諸国に対する優遇策を見直すことになり、中南米諸国に対して、年間 2.5 億トンの新輸入枠の設定と特惠関税の割当を拡大するなどの措置を、1999 年 1 月より実施するとした。しかし、これでは不十分とした米国側がワイン、チーズなど一部の欧州製品に対して最高 100%の関税を掛けるとし、1999 年 4 月、WTO もこの制裁措置発動を承認した。これにより、EU 側は再び同制度の見直しをせざるを得なくなり、2000 年 12 月に、“first come, first served”制度が EU 農業政策委員会で承認された。同制度は割当制度と関税制度を併用したものであったが、2006 年には関税制に一本化された。コロンビア政府は、国内バナナ生産者への補助を厚くするなど、EU のバナナ市場への輸出拡大を図っている。

③生花

コロンビアにおける生花（切り花）は、1970 年代前半に輸出が開始され、現在では輸出農産物のなかで第 2 位を占めるまでに成長している。

生花は、一年中安定した日照と湿潤な気候に恵まれている首都ボゴタやメデジンを中心とした高原地方で栽培されている。労働集約型産業であり、女性労働力の重要な吸収源として重要視されている。

主要輸出品種は、カーネーション、ダリア、菊、バラであり、米国が輸出量の約 7 割を占めるほか、欧州ではドイツ、オランダなどに輸出されている。また、近年、日本への輸出も急速に伸びている。現在では、日本の輸入カーネーションの 7 割がコロンビア産によって占められている。

4) 貿易

コロンビアの農産品輸出は、伝統的にコーヒーが主力である。コーヒーの輸出額は世界第 2 位であり、コロンビアの農産品輸出額の約 5%を占める。その他の主な輸出品目は、生花（世界第 2 位）、バナナ（世界第 4 位）、精糖（世界第 7 位）、パーム油（世界第 5 位）である。他方、輸入の多い品目は、トウモロコシ、小麦、大豆などである。

なお、2009 年において、農畜水産品の輸出額の総輸出額に占める割合は、6%となっている。

主要輸出品目の輸出量及び金額の推移を以下に示す。

主要農産品の輸出の推移

(1,000 ドル、トン)

	2000		2004		2005	
	金額	量	金額	量	金額	量
農作物	1,132,109	2,059,481	1,234,038	1,993,432	1,552,130	2,196,074
生花	584,043	170,662	706,128	192,076	909,440	223,163
野菜類	33,096	78,744	20,272	39,591	31,647	43,648
果実類	494,417	1,726,977	456,483	1,603,401	545,021	1,776,072
茶、ハーブ類	4,801	2,382	19,391	12,653	27,218	12,188
穀物	409	237	1,242	1,467	3,362	1,653
澱粉、麦芽	13,161	42,554	21,688	67,659	24,720	68,467
種子類	1,982	37,323	7,839	73,699	9,309	68,300
ゴム、樹脂その他	38	8	188	58	189	31
繊維類	162	593	807	2,828	1,224	2,552
綿花	483	585	1,837	1,727	2,927	2,643
コーヒー	1,068,693	508,086	949,464	567,470	1,470,559	608,892

	2006		2007		2008	
	金額	量	金額	量	金額	量
農作物	1,650,657	2,130,567	1,905,439	2,211,591	3,880,258	2,872,141
生花	972,158	224,647	1,120,432	233,841	1,101,035	223,104
野菜類	46,889	53,344	102,626	94,962	97,857	89,672
果実類	565,097	1,714,423	618,692	1,775,331	708,313	1,834,304
茶、ハーブ類	30,745	11,836	25,869	9,358	1,923,022	606,889
穀物	4,484	2,941	5,511	6,676	6,706	3,846
澱粉、麦芽	19,180	50,346	18,818	31,277	25,731	35,125
種子類	10,633	71,229	10,632	57,230	14,114	76,620
ゴム、樹脂その他	404	72	346	87	1,773	91
繊維類	1,066	1,729	2,513	2,829	1,707	2,491
綿花	2,161	1,970	2,717	1,617	1,736	861
コーヒー	1,461,235	594,310	1,714,343	632,018	1,883,221	595,813

(資料) 農業省

農産品の主な輸出先は、以下のようになっている。

農産品の主な輸出先（輸出額上位5カ国）⁶

コーヒー：米国(42.2%)、日本(16.2%)、ベルギー(6.6%)、カナダ(6.5%)、ドイツ(5.57%)
 生花：米国(68.5%)、ロシア(7.5%)、英国(5.4%)、日本(4.1%)、スペイン(3.9%)、オランダ(3.0%)
 バナナ：米国(28.5%)、ベルギー(25.6%)、ドイツ(14.5%)、英国(13.6%)、イタリア(9.6%)
 砂糖：チリ(23.1%)、ペルー(12.1%)、メキシコ(10.3%)、スリランカ(10.0%)、ハイチ(5.3%)
 パーム油：ドイツ(52.2%)、英国(21.7%)、ブラジル(11.5%)、オランダ(8.2%)、ドミニカ共和国(3.3%)

⁶ 農業省 AGRONET

次に、主要な農産品の輸入元は、以下のとおりである。

農産品の主な輸入元（輸出額上位国）⁷

大麦：アルゼンチン(57.9%)、カナダ(42.1%)

小麦：米国(46.1%)、カナダ(32.9%)、アルゼンチン(21.0%)

大豆：米国(66.3%)、ボリビア(23.8%)、アルゼンチン(9.7%)

大豆粕：アルゼンチン(63.0%)、ブラジル(12.6%)、米国(12.3%)、ボリビア(11.8%)

大豆油：アルゼンチン(48.4%)、ボリビア(43.7%)、ブラジル(7.6%)

トウモロコシ：米国(37.5%)、アルゼンチン(28.2%)、ブラジル(26.7%)

(2) コロンビアの畜産業の現状

コロンビアの畜産業は、総生産量の90%以上が牛肉・鶏肉に集中している。2009年の内訳は、牛肉 50.8%、鶏肉 42.2%、豚肉 4.7%、魚養殖部門 2.3%であった。牛の場合、70%が肉牛、2%が乳牛、28%が両用となっている。

牛肉、鶏肉、卵、豚肉、牛乳の生産、消費、輸出入動向についてみると、以下のようになっている。

牛肉の生産、消費、輸出入の推移

(頭、100万トン)

	頭数	生産	国内消費	輸出	輸入
2006	26,129,019	827,220	807,347	21,918	2,045
2007	26,703,159	856,261	780,020	81,795	5,554
2008	26,877,824	917,368	772,906	147,154	2,692
2009	27,359,290	936,302	843,331	96,588	3,616
2010	27,769,679	964,391	836,950	130,430	2,989

(注) 2009年、2010年は暫定値。

(資料) 農業省、CCI、FEDEGAN

⁷ 農業省 AGRONET

牛乳の生産、消費、輸出入の推移

(リットル)

	生産	国内消費	輸出	輸入
2006	852,159	831,738	29,795	9,374
2007	840,680	830,409	19,328	9,050
2008	928,935	908,896	31,618	11,579
2009	929,557	918,881	18,701	8,025
2010	938,410	931,108	16,469	8,167

(注) 2009年、2010年は暫定値。

(資料) 農業省

鶏肉の生産、消費、輸出入の推移

(100万羽、100万トン)

	羽数	生産	国内消費	輸出	輸入
2006	507.8	849,831	865,470	93	15,732
2007	560.2	922,344	923,134	471	1,262
2008	577.7	1,010,659	1,036,614	4,689	644
2009	586.4	1,019,864	1,017,841	2,596	573
2010	592.2	1,042,887	1,041,427	2,025	565

(注) 2009年、2010年は暫定値。

(資料) 農業省、FENAVI

鶏卵の生産、消費、輸出入の推移

(100万トン)

	生産	国内消費	輸出	輸入
2006	525,433	525,519	58	145
2007	497,632	494,214	3,882	464
2008	542,298	527,315	15,117	133
2009	580,904	579,658	1,283	37
2010	586,045	585,961	122	37

(注) 2009年、2010年は暫定値。

(資料) 農業省、FENAVI

豚肉の生産、消費、輸出入の推移

(100万トン)

	生産	国内消費	輸入
2006	148,239	156,510	8,271
2007	177,196	184,697	7,501
2008	169,621	181,623	11,802
2009	170,050	180,472	10,421
2010	178,553	179,679	1,126

(注) 2009年、2010年は暫定値。

(資料) 農業省

(3) コロンビアの農業政策

1) 国家開発計画

2010年8月に大統領に就任したサントス大統領は、「国家開発計画2010-2014」を発表した。内容は、基本的にはウリベ前政権の政策を継承している。2010～2014年の予算規模は485兆ペソで、同期間で170兆ペソの民間投資を見込んでいる。

同計画が掲げる主要な政策の柱は以下のとおりである。

- ・ 人権問題（人権保護等）
- ・ 雇用創出、医療保険改革
- ・ グッドガバナンスと公正（政治改革等）
- ・ エネルギー（石油、石炭の増産等）
- ・ 麻薬栽培、取引の撲滅
- ・ 輸出拡大、起業促進
- ・ 国際社会との関係強化（APECへの加盟等）
- ・ 教育（基礎教育普及率の向上）
- ・ 行政の効率化（投資環境の整備等）
- ・ 持続的開発（住宅建設、水道・下水道の整備）
- ・ 治安のさらなる改善
- ・ インフラ整備（高速道路の建設等）
- ・ ゲリラに収奪された土地の農民への返還
- ・ 文化（図書館設備の増強等）

2) 農業政策のベースとなる基本方針

コロンビアでは、1980年代後半、農産品の国際価格の上昇や気候条件の安定などの要因から、農業部門の生産が増加し、農地面積も増えた。しかし、1990年代に入り、穀物の国際価格暴落、国内における金利の上昇、ペソ高などの逆風下に晒され、農業部門の生産と輸出が減少し、輸入が増える結果となった。1990年から1992年の間には、収益が減った農家による農業放棄などで、耕作面積が436,000ヘクタール減少した。

このような状況の下、経済的にも社会的にも農業への依存度が高いコロンビアでは、ウルグアイラウンドの成立や、技術革新によるパラダイムシフトも背景に、マクロ経済政策における農業開発の重要性や自由貿易協定（FTA）に対応した、新しい農業政策の必要性に対する認識が高まった。

1993～94年、農業省により、伝統的な農業政策に代わり、新しい統合的な農業政策が策定された。コロンビアの農業部門には貧困層が多いため、先進国のような農業部門全体を対象とした措置よりも、零細農民や漁民に対する特別措置に重点が置かれている点に特徴がある。具体的には以下に挙げる3点が目標として掲げられているが、この基本方針は現在も変わっていない。

- ① 農業活性化と競争力改善：農地の整地や農業資材の拡充のためのインセンティブの提供、耕地化のための補助金制度、価格帯保証制度の改革
- ② 環境保全にも配慮した持続可能な発展
- ③ 政府機関の効率化と近代化

3) 現状の農業政策

農業省では、上述の1993～94年に農業省が策定した統合的な農業政策に、市場の開放を見据えた以下の新しい方向性を加えている。

- ① 特定の輸出先市場に依存しない、市場の多様化
- ② 一次産品ではなく、加工による付加価値製品の生産・輸出の推進
- ③ 食料自給率の強化
- ④ 農業生産の競争力強化

2010年8月に就任したサントス新大統領は、その所信表明のなかで、経済発展の原動力として農業及び土地政策への積極的な取り組みを行うと訴えた。具体的には、農業部門への技術支援と融資によって土地利用率を高め、農民の生活水準の向上を図るとしている。

また、目標実現のため、ゲリラ活動により土地を失った避難民へ土地の返還を図ることを一番の目標に掲げている。

一方、新政権で新たに就任した Juan Camilo Restrepo 農業相は、①ゲリラ活動などによる避難民の土地回復の支援、②FTA で影響を受けている農民への支援を目的としたプログラム (Agro Ingreso Seguro : AIS) による生産量増加と競争力強化、③農業省のプレゼンスの強化、を3つの大きな柱として挙げている。

まず、避難民の土地回復の支援については、以下のとおりとなっている。

コロンビアでは、キューバ革命の影響を受け、1960年代に結成されたコロンビア革命軍 (FARC) が、1980年代後半より麻薬密売にまで活動の手を広げ、急成長した。2000年初めには、組織構成員が18,000人に膨れ上がり、農村部を中心としたゲリラ活動を活発に行った結果、多くの難民が発生した。隣国エクアドルには51,000人のコロンビア人難民が登録されているが、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、国際的保護を必要とする難民が13万5千人に達すると見積もっている。

しかし、2002年に就任後2期8年を務めたウリベ大統領の徹底的なゲリラ掃討作戦により、FARCの勢力は凋落し、2008年以降、治安は飛躍的に改善されてきている。

これにより難民が農村に戻ってふたたび農業を行えるよう、土地を確保、提供することが優先課題とされている。2006年から2010年8月までの間、政府は合計46,697ヘクタールの土地を、4,563の難民家族に提供した。なお、土地の返還と所有権整備が、国家開発計画の一環である農村開発プランにより推進中である。

次に、生産量増加と競争力強化の実現に向けては、具体的に以下の支援プログラムの継続強化が行われている。

- ・ 灌漑システム敷設への融資 (80%まで融資)
- ・ 農作業近代化、起業、収穫率の高い作物への転換プロジェクトへの融資 (低金利での15年貸付、返済3年据え置き)
- ・ 農業生産及び販売インフラ改良・近代化プロジェクトへの融資 (零細農家には40%まで融資)
- ・ 技術援助が必要な農家に対して、コストの80%を上限として補助
- ・ 農業機材購入や耕作地整備への融資
- ・ 政府機関であるFINAGROによる、零細農家に対する資金援助と、民間金融機関からの貸付に対する保証引き受け
- ・ 輸出向け作物や輸入品と競合する作物の、為替リスクや国際価格暴落リスクに対する保険料の60~90%補助
- ・ 天候不順による被害や自然災害に対する保険料の30~60%を補助
- ・ 国際市場での競争力強化の為に、検疫措置援助
- ・ 各種統計情報のネット公開
- ・ ゲリラ活動などで被害を受けた農民や難民の土地購入補助 (土地代100%及び耕作プロジェクト資金の30%) 及び土地回復のための法的支援・アドバイスの提供供与

農民への資金援助は、農業省管轄の金融機関である FINAGRO を経由して行われる。コロンビアでは、民間銀行は資金の 5～5.5% を農業部門に投資することが義務付けられており、FINAGRO がそれを農民の資産規模に応じ、市場金利より 8～10% 低い金利水準で、市中銀行経由で農民に融資する。

また、農村開発は、農業省内の農村開発局が方針・プログラムを策定し、INCODER（コロンビア農村開発院）が実行部隊という体制になっており、環境にも配慮しつつ、若者を呼び込むための魅力的な農村作りを目標としている。具体的には、土地の平等配分、非生産地への罰則、住居、農民への融資、農業起業支援などのプロジェクトなどが推進されている。しかし、プログラムで十分にカバーされていない灌漑敷設や病虫害対策の改善の課題も多い。

4) 麻薬対策

コロンビアの農業政策において、麻薬対策は重要なウエートを占めている。以下に現状の麻薬対策の概要とその成果について簡単にまとめる。

現在、「麻薬撲滅国家計画」が進められているが、同計画は以下にあげる六つの柱から成っている。

- | |
|----------------|
| ① 代替作物開発 |
| ② 麻薬供給の削減 |
| ③ 麻薬規制関連法制の強化 |
| ④ 麻薬需要の削減 |
| ⑤ 環境に対する配慮 |
| ⑥ 国際社会に対する働きかけ |

「麻薬撲滅国家計画」により、以下のような成果が上がっている。

「麻薬撲滅国家計画」の成果

	2008 年	2009 年	前年比 (%)
コカイン栽培面積 (ha)	81,000	68,000	▲16.0
コカイン生産量 (トン)	450	410	▲8.9
コカイン生産額 (GDP 比)	0.3	0.2	—
コカイン畑の撲滅面積 (ha)	95,634	60,557	▲36.7
コカイン押収量 (トン)	198	203	2.5
コカイン加工工場の破壊 (カ所)	3,443	2,888	▲16.1
ヘロイン押収量 (kg)	646	732	13.3

(資料) 国連麻薬犯罪局 (UNODC) 「World Drug Report 2010」

2. コロンビア米 F T A の内容 と コロンビア 農業 への 影響

(1) コロンビア米 F T A の内容

1) 関税の撤廃スケジュールの概要

コロンビア米 F T A では、農産物に関しては、米国側 1,817 品目、コロンビア側 920 品目について、以下の段階ごとに撤廃スケジュールが決められている。

コロンビア米 F T A の農産物の段階ごとの関税撤廃スケジュール

	米国側 (1,817 品目)		コロンビア側 (920 品目)	
	品目数	割合 (%)	品目数	割合 (%)
関税撤廃済み	388	21.4	なし	0.0
即時撤廃	1,233	67.9	714	77.6
小計	1,621	89.3	714	77.6
3~5年の猶予期間	2	0.1	112	12.2
8~10年の猶予期間	9	0.5	28	2.9
12~15年の猶予期間	35	1.9	6	0.7
輸入割当制度設定	150	8.3	60	6.5

(資料) United States International Trade Commission

コロンビア側の農産物輸入にかかる関税の撤廃スケジュールは、即時撤廃から 19 年間に及ぶ段階的引き下げまで様々に設定されている。

関税の撤廃スケジュールは、上記の表のとおり、大きく五つのグループに分類される。

①即時撤廃される品目、②3~5年の猶予期間を経て撤廃される品目、③8~10年の猶予期間を経て撤廃される品目、④12~15年の猶予期間を経て撤廃される品目、⑤輸入割当制度を経て最終的に関税が撤廃される品目の5種類である。

まず、即時撤廃については、全農産物の 77.5% (輸入額の 52%強) に当たる 713 品目が即時撤廃を約束された。一方、輸入割当制度が設定されるのは 60 品目で全体の 6.5% を占める。これ以外の 146 品目 (全体の 15.8%) は、3年から 15年の猶予期間を経て、関税が撤廃される品目である。

輸入割当制度が設定されるのは、HS コードの 02、04、05、07、10、15、16、17、19、21、23 の品目で、牛乳・乳製品、トウモロコシ、ソルガム、コメ、豆類、大豆、砂糖、グルコース、ペットフード・動物用フード、鶏肉、牛肉、肉製品が含まれる。

2) コロンビア側の自由化スケジュール

コロンビア米 F T A において、コロンビア側に認められたセンシティブアイテムの自由化スケジュールは以下のとおりとなっている。

センシティブアイテムのコロンビア市場の対米開放スケジュール

製品	猶予期間 (年)	初年度 輸入割当量 (トン)	割当増加量 (1年ごと)
Butter	11	550	10%
Ice Cream	11	330	10%
Milk Powder	15	5,500	10%
Yogurt	15	110	10%
Cheese	15	2,310	10%
Processed Dairy Products	15	1,100	10%
Yellow Corn	12	2,100,000	5%
White Corn	12	136,500	5%
Sorghum	12	21,000	5%
Rice	19	79,000	5%
Dried Beans	10	15,750	5%
Crude Soybean Oil	10	31,200	4%
Glucose	10	10,500	5%
Pet Food	8	8,640	8%
Animal Feeds	12	194,250	5%
Standard Quality Beef	10	2,100	5%
Chicken Leg	18	27,040	4%
Spent Fowl (Chickens)	18	412	3%
Variety Meats	10	4,642	5%

(資料) Office of the United States Trade Representative

主要品目ごとの市場開放スケジュールは、以下のとおりである。

① 乳製品

バター、アイスクリームについては11年間、粉ミルク、ヨーグルト、チーズ、加工乳製品については15年間の輸入割当制度の適用が認められている。輸入割当量は、初年度割当数量から毎年10%ずつ拡大される。なお、ヨーグルトは、即時に関税が撤廃される。

② トウモロコシ

トウモロコシ、ソルガムについては、12年間の輸入割当制度の適用が認められている。輸入割当量は、初年度割当数量から毎年5%ずつ拡大される。

イエローコーンの初年度輸入割当量は210万トン、ホワイトコーンが13万6,500トンとなっている。関税率は、割当量を超えた場合、25%となる。

③ コメ

コメは、農産物の中でもっとも長い19年間の輸入割当制度の適用が認められた。しかも、当初6年については、据置期間が設定され、この間は関税率の引き下げは行われない。輸入割当量は、初年度割当数量から毎年5%ずつ拡大される。初年度の割当量は79,000トン、関税率は80%となっている。

④ 豆類

豆類については、10年間の輸入割当制度の適用が認められている。輸入割当量は、初年度割当数量の15,750トンから毎年5%ずつ拡大される。また、初年度の関税率は60%で2年目は40.2%に引き下げられ、10年をかけて撤廃される。

⑤ 大豆油

大豆油については、10年間の輸入割当制度の適用が認められている。輸入割当量は、初年度割当数量から毎年4%ずつ拡大される。初年度の割当量は31,200トンである。なお、大豆と大豆かすは、即時に関税が撤廃される。

⑥ グルコース

グルコースについては、10年間の輸入割当制度の適用が認められている。輸入割当量は、初年度割当数量から毎年5%ずつ拡大される。初年度の割当量は10,500トンである。

⑦ 鶏肉

非冷凍の鶏もも肉の輸入割当量制度の適用は、コメに次ぐ長さの18年となっている。また、当初5年間は据置期間が設定され、この間は関税率の引き下げは行われない。非冷凍の鶏もも肉の当初の関税率は、164.4%となっている。

一方、味付け鶏もも肉の輸入割当量制度の適用期間は非冷凍と同じ18年であるが、据置期間は10年となっている。また、当初の関税率は70%である。

輸入割当量は初年度27,040トンで、その後の割当量は初年度割当数量から毎年4%ずつ拡大される。

さらに、FTAの発効から9年後に、コロンビアの家禽部門への影響を再調査し、産業保護のための対策の見直しが行われることになっている。

⑧ 牛肉

牛肉の輸入割当量制度の適用は、10年となっている。輸入割当量の拡大率については、標準品質の牛肉の場合、初年度割当数量から毎年5%ずつ拡大される。

なお、牛肉の場合、FTAの発効する前段階で、コロンビアはアンデス地域貿易促進・麻薬撲滅法（ATPDEA）⁸に基づく優遇を受けており、輸入割当量が6万トン、そのうち3万トンまでは輸入関税ゼロ（通常の輸入関税率は26%）となっている。さらに、加工用牛肉の割当が別途5,000トンある。

また、輸入割当制度適用品目のなかでセーフガードが認められているのは、コメ、豆類、鶏もも肉の3品目である。

3) 米国市場の対コロンビア開放スケジュール

一方、コロンビア米FTAにおいて、米国側に認められたセンシティブアイテムの自由化スケジュールは以下のとおりとなっている。

センシティブアイテムの米国市場の対コロンビア開放スケジュール

製品	猶予期間 (年)	初年度 輸入割当量 (トン)	割当増加量 (1年ごと)
Beef	10	5,250	5%
Fluid Milk and Cream	11	110	10%
Butter	11	2,200	10%
Cheese	15	5,060	10%
Processed Dairy Products	15	2,200	10%
Ice Cream	11	330	10%
Tobacco	15	4,200	5%
Sugar	15	50,000	750トン

(資料) Office of the United States Trade Representative

⁸コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビアの麻薬原産国4カ国に対して付与されている米国市場での優遇関税措置。当初は、アンデス特惠関税法と呼ばれていた。コカインの原料となるコカ栽培の代替作物への転換など麻薬対策への協力への見返りとして、本制度は導入された。その後当初期限が延長され、現在に至っている。2002年の延長の際に、繊維・縫製などに対象範囲が拡大し名称が変更された。

米国側で輸入割当制度が設定されるのは、HS コードの 02、04、15、17、18、19、21、22、24 の品目で、牛乳・乳製品、牛肉、タバコ、砂糖などが含まれる。

輸入割当制度の適用期間は 10 年、11 年、15 年で、輸入割当の増加はほとんどの品目で毎年 5%ないし 10%となっているが、砂糖については初年度輸入割当量が 5 万トン、毎年の割当増加量が 750 トンずつとなっている。毎年の輸入割当量の増加率は、2 年目でも初年度輸入割当量の 1.5%に過ぎない。しかも、毎年一定量の輸入割当量の増加を行う場合には、割当増加率は年々低下することになる。

(2) 進捗状況と問題点

コロンビア・米国間の自由貿易協定 (FTA) は、2007 年 6 月に合意されたものの、米国側では国会での承認が事実上棚上げされている。コロンビア側では、国会の承認を受け、法令施行の最終承認機関である憲法裁判所でも FTA 締結は合憲との判決が出されている。

米国側の承認が遅れている主な理由として、コロンビアは労働者の権利保護が遅れているため労働コスト面で米国より優位にあり、このことが米国の競争力を阻害しているとして、米国の労組が民主党議員に強く働きかけたことが挙げられる。

2011 年後半には米国で選挙戦が始まるため、2011 年前半から、コロンビアとの FTA 締結を望む米国の小麦、豚肉、綿花などの生産者団体は、共和党に強く働きかけている。これらの生産者団体の見解は、以下のとおりである。

2009 年の米国からの農産品の輸出は前年比 32%減で、コロンビア向け輸出は 46%減であった。また、2010 年には他の市場への輸出が持ち直しているなか、コロンビア向けは依然として 15%減となっている。

また、2008 年には 46.5%だったコロンビア農産品輸入における米国のシェアは、2010 年 10 月現在で、カナダとアルゼンチンに抜かれて 21%に落ち込んだ。これは、米国とコロンビアとの間で FTA が締結されていないため、関税面で米国産農産物が競争力を失っていることによると考えられる。品目別では以下の減少が大きい。

①大豆・大豆粕

コロンビアでは大豆と大豆粕の消費量の 96%を輸入しており、その消費量も伸びているにも関わらず、既にコロンビアと FTA を締結しているアルゼンチン、ボリビアに抜かれ、2008 年から 2009 年には米国からの輸出は 51%減少、2010 年には 38%減少した。

②トウモロコシ

コロンビアはトウモロコシの消費量の 80%を輸入しており、輸入量は年 21%の増加となっている。米国のシェアはアルゼンチンとブラジルに抜かれ、2008 年には 79%であったものが、2010 年には 26%に落ち込んだ。

米国際貿易委員会 (USITC) の見解では、コロンビアとの FTA 締結により大豆 10%、トウモロコシ 20%、牛肉 46%、乳製品 110% の輸出増が見込まれる。米国との FTA が未締結であることにより、コロンビアの農産品輸入相手国は米国からアルゼンチンやカナダなどにシフトしつつあり、米国での失業者増加を引き起こしているとされる。

(3) コロンビア米 F T A のコロンビアへの影響

コロンビア農業省が分析したコロンビア米 F T A のコロンビアへの影響は、以下のとおりである。

1) 米国とコロンビアとの比較

2001 年のデータでは、米国の GDP はコロンビアの 122 倍、一人当たり GDP は 15.3 倍、耕地面積は 26.4 倍、労働者一人当たりの付加価値は 14.1 倍、農産品輸出額は 21.1 倍、農民千人あたりのトラクターの数は 257 倍となっており、その規模は大きくかけ離れている。

米国は主要農産品の世界の総生産高に占める割合が大きく、大豆は約 45%、トウモロコシは約 40%、牛乳は 10% 以上となっている。また、農産品輸出量は世界の輸出量の 13% を占め、品目別で見ると、トウモロコシと大豆が世界の 50% 以上、綿花が 32%、小麦が 24%、肉類は 15%、野菜・果物は 11% 以上となっており、国際価格決定に大きな影響力を及ぼしている。

これに対してコロンビアは、生花の輸出が世界第 2 位、コーヒーの輸出額で世界第 2 位、輸出量では第 3 位、バナナは同第 4 位であるが、それ以外に目立った農作物は無い。

2000～2002 年の農産物への助成金支払い額においても、米国との差異は大きい。米国が合計 469 億ドル (農産品 GDP の 34% 相当) であるのに対し、コロンビアは 9.5 億ドル (同 9% 相当) である。このうち、輸出対象品目に対しては、米国では 62% となる 292 億ドルの助成金を支払っているのに対して、コロンビアでは 35% である 3.5 億ドルとなっている。品目別にみると、1 トンあたりの助成金額でコロンビアが米国を上回っているのは、トウモロコシ、大豆、鶏肉のみであり、助成金の生産者収入に対する比率は、米国の場合、コメやサトウキビ、小麦、牛乳などが 50% 前後であるのに対し、コロンビアは 20% 前後にとどまる。

品目別助成金単価及び生産者収入に対する助成金の割合

品目別助成金単価 (US\$/トン) 及び生産者収入に対する助成金の割合 (%)				
	米国		コロンビア	
	助成金単価	割合	助成金単価	割合
とうもろこし	28	26%	55	29%
コメ	99	50%	61	26%
大豆	50	22%	78	26%
小麦	74	40%	43	21%
大麦	60	36%	15	9%
綿花	576	39%	205	15%
サトウキビ	174	55%	28	19%
牛乳	148	48%	28	14%
牛肉	129	5%	48	2%
鶏肉	191	17%	262	19%

(資料) 農業省 (米国原データは OECD)

また、助成の方法であるが、米国では、生産者への直接支払いという形をとっているのに対し、コロンビアでは関税障壁や輸入枠など、貿易上の措置の形をとっている。このため、FTA の発効により、生産者への助成の変更をせず、貿易上の措置のみが撤廃された場合、コロンビア側は影響を受けることになる。

助成金の支払い方法の比較

	生産者への 直接支払い		貿易処理	
	米国	コロンビア	米国	コロンビア
とうもろこし	100%	0%	0%	100%
小麦	100%	0%	0%	100%
大麦	100%	0%	0%	100%
コメ	100%	0%	0%	100%
大豆	100%	0%	0%	100%
サトウキビ	16%	0%	84%	100%
牛乳	13%	2%	87%	98%
牛肉	100%	15%	0%	85%
綿花	93%	68%	7%	32%
鶏肉	26%	0%	74%	100%
コーヒー	-	100%	-	0%
ヤシ油	-	1%	-	99%
バナナ	-	0%	-	100%
生花	-	12%	-	88%

(資料) 農業省 (米国原データはOECD)

米国とコロンビアの農産品の生産コストを比較すると以下のとおりである。作物毎に違いはあるものの、全体として人件費を含む作業コストと土地代はコロンビアの方が安い。しかし、種子と農薬のコストでは、コロンビアが逆に高くなっており、全体的にみるとそれ程大きな差はない。農薬コストは綿花栽培のみがほぼ拮抗しているのを除くと、コメや大豆、トウモロコシについては、コロンビアは米国の2~3倍となっている。

農産物生産コストの比較 (2002-03年)

	コメ		大豆		トウモロコシ		綿花	
	米国	コロンビア	米国	コロンビア	米国	コロンビア	米国	コロンビア
種子	6	16	22	26	9	17	172	96
農薬	32	67	28	80	19	62	313	391
作業コスト	98	57	93	62	38	47	900	616
灌漑	3	0	0	0	0	0	18	0
土地代	34	11	75	4	26	17	168	95
その他	13	7	20	18	5	3	118	64
合計	186	158	238	190	97	146	1,689	1,262
単収(トン/ヘクタール)	7.74	6.1	2.8	2.5	.84	4.5	-	-

(注) 作業コストは、人件費、機材使用コスト、整地、播種、収穫、運送。

(資料) 農業省 (米国原データはOECD)

2) 米国とコロンビアとの農産品貿易

以下に、コロンビアと米国との農産品の輸出入状況を示す。輸出入ともに、ごくわずかの少ない品目に集中している。ちなみに、本分析から離れて2009年のデータを見ると、コロンビアから米国への輸出は金額ベースで、主要品目であるコーヒー豆、コーヒー飲料、生花、果物（主にバナナ）、サトウキビ、ベーカリー、魚介類（主にエビ）の7品目だけで97.84%を占めている。また、コーヒー豆、生花、果物の3品目だけで、81.86%を占める。

コロンビアから米国への輸出品目と比率

コロンビアから 米国への輸出品目と比率 (1996～2001年)	
生花	36.04%
コーヒー	35.55%
バナナ	13.99%
エビ	2.76%
砂糖	2.45%
コーヒー抽出液	1.86%
菓子類	0.75%
ロブスター	0.49%
カカオバター	0.48%
製材品	0.34%
合 計	94.71%

(資料) U.S. Census Bureau Foreign Trade

米国からコロンビアへの輸出品目と比率

米国からコロンビアへの 輸出品目と比率 (1996～2001年)	
トウモロコシ	32.93%
小麦	9.27%
大豆粕	7.56%
綿花	5.42%
豆類	5.32%
デュラム小麦	5.07%
油脂	3.05%
コメ	2.88%
その他	1.88%
大豆油	1.53%
合 計	74.91%

(資料) U.S. Census Bureau Foreign Trade

輸出品目をみると、米国からコロンビアへの輸出では、主要 10 品目で 80.29%を占め、そのうち 54.16%はトウモロコシ、小麦、大豆となっている。特定品目への依存度はコロンビアより低く、品目が多様化している。なお、コロンビアからの主要輸出品目であるコーヒー、コーヒー抽出液、エビ、バナナは、米国において既にゼロ関税が適用されており、FTAによるコロンビア側のメリットはない。また、その他の品目も低い関税率となっており、牛乳や乳製品、牛肉などは米国側の検疫上の障壁が高いため、FTAのメリットは当面期待出来ない。

一方、米国からコロンビアへの輸出において 80.29%を占める主要 10 品目では、現在コロンビア側では関税措置の対象となっており、FTAによる米国側のメリットは大きい。

3) FTAによりメリットが出る可能性のある品目

FTA発効により、コロンビアから米国への輸出拡大の可能性のある品目としては、牛肉、精糖、果物・野菜、タバコが挙げられる。

ただし、牛肉については生産拡大の余地が全国的にまだまだあるものの、サトウキビは作付に適正な自然条件が限られているため、耕作地の拡張余地は少ない。

また、果物・野菜などの生鮮品は、米国側の検疫条件が厳しく、トロピカルフルーツなどは米国に近いメキシコとの競争が強いられる。

その他考えられる品目として、冷凍ポテト、カルダモン、トウモロコシ粉、粉末ココア、チョコレート、麦芽、シリアル製品、冷凍野菜・果物などが挙げられる。しかし、これらの輸出を拡大するためには、関税障壁だけでなく非関税障壁も取り除くことや、検疫条件を両国間で統一することを目指した交渉も必要となる。

また、米国市場で求められる品質基準に達するための技術協力や資金援助も、コロンビア政府として必要になる。一方、農家レベルでは、意識改革を図って生産性を向上させることが必要であるのみならず、輸送や販売効率を高めて、競争力を向上する努力も必要となる。

いずれにせよ、コロンビアから米国への輸出は品目の多様化を図る必要がある。

4) FTAによりマイナスの影響を受ける可能性のある品目

FTAにより、米国からコロンビアへの輸出が増える可能性のある品目として、飼料用トウモロコシ、大豆粕、大豆及び大豆油、石鹼用牛脂、小麦、綿花、コメが挙げられる。国内産のこれらの品目もしくは、アブラヤシやキャッサバなどの代替品は、米国からの輸入品との競合を強いられるとともに、アンデス共同体からの輸入も減ると考えられる。

コロンビアの米国以外の国からの現在の輸入量を、品目別に示すと以下のとおりである。換言すれば、米国にとってはターゲットとなる新たな市場規模見込みといえるが、既に輸入量が40%を超える小麦、大豆、大豆油・粕、大麦、綿花などにおいては、国産品が現状以上に厳しい競争に巻き込まれることから、その分も含めてさらに輸入品の市場規模が拡大する可能性がある。

米国及び米国以外からの品目別輸入量

	輸入総量	米国からの輸入	米国にとっての潜在市場	
			米国以外からの輸入量	%
トウモロコシ	1,920,560	1,702,351	218,209	11%
小麦	1,198,712	645,625	553,088	46%
大豆	451,497	160,815	290,682	64%
大麦	182,252	0	182,252	100%
綿花	58,855	30,345	28,509	45%
大豆油	143,692	12,143	131,549	92%
大豆粕	329,143	44,385	284,757	87%

(資料) DANE, DIAN

上記以外で、近年米国からの輸出が急増している品目は、牛肉、カット鶏肉、粉チーズ、豆類、冷凍野菜、マッシュルーム、グレープフルーツ、レンズ豆、ポテト粉、ラクトース、グルコース、フルクトース、チョコレート、ピクルス、ミックスペジタブル、オレンジジ

ユース、コーンフレーク、ペットフード、エッセンシャルオイルなどである。

FTAの締結により、安価な米国産カット鶏肉や安価な牛肉の輸入が増えれば、国内の養鶏業者だけでなく養鶏用の飼料代替品であるイモ類、サトウキビ、小麦、アブラヤシも打撃を受けると予想される。米国で大きな助成を得ているコメは、仮に国際価格が下落するとすれば、コロンビア産よりもかなり安いものが流入すると予想される。

また、コメだけでなく、国際価格下落時に高い助成を得る米国産豆類が安価で入るとなると、特に寒冷地で豆類を栽培している国内の零細農家を直撃する可能性が高い。

その他、これも米国で高い助成金を得ている大豆派生油の輸入が増えれば、コロンビアの主要農産物の一つであるアブラヤシに影響を及ぼすことは避けられない。

5) 米国とのFTAによる社会的インパクトの評価

FTA発効による影響が大きいと想定される9品目につき、輸入関税を撤廃した場合と、保護価格帯設定機能を残した場合とに分け、プラスの影響による相殺は考慮せず、単純にどの程度の負のインパクトをもたらすのかを分析した。

社会インパクト比較（関税撤廃／保護価格帯維持）

	生産者価格	生産者の総収入	生産者の純利益	耕作面積	雇用	労働者の収入
関税撤廃の場合						
米	-17.9%	-31.6%	-18.0%	-16.9%	-16.9%	-16.9%
トウモロコシ	-32.1%	-42.8%	-29.6%	-17.8%	-17.8%	-17.8%
モロコシ属	-18.7%	-34.2%	-16.9%	-17.8%	-17.8%	-17.8%
小麦	-25.8%	-62.6%	-19.0%	-77.6%	-77.6%	-77.6%
大豆	-15.5%	-39.9%	-13.2%	-30.6%	-30.6%	-30.6%
綿花	-5.1%	-9.8%	-5.0%	-8.1%	-8.1%	-8.1%
インゲンマメ	-25.0%	-43.2%	-22.0%	-13.8%	-13.8%	-13.8%
アブラヤシ	-18.5%	-36.3%	-16.5%	-37.0%	-37.0%	-37.0%
鶏肉	-49.1%	-100.0%	-31.1%	n.a.	-100.0%	-100.0%
保護価格帯制維持の場合						
米	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
トウモロコシ	-17.4%	-24.1%	-16.7%	-9.2%	-9.2%	-9.2%
モロコシ属	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小麦	-15.5%	-42.6%	-12.9%	-57.1%	-57.1%	-57.1%
大豆	-2.7%	-5.3%	-2.6%	-5.7%	-5.7%	-5.7%
綿花	-5.1%	-9.8%	-5.0%	-8.1%	-8.1%	-8.1%
インゲンマメ	-25.0%	-43.2%	-22.0%	-13.8%	-13.8%	-13.8%
アブラヤシ	-5.2%	-12.3%	-5.0%	-11.4%	-11.4%	-11.4%
鶏肉	0.0%	0.0%	0.0%	n.a.	0.0%	0.0%

(資料) 農業省

ここでは、保護価格帯の設定を維持することで輸入品の価格下落が抑えられ、それにより雇用や農民の収入に及ぼす社会的インパクトも抑えられることが示されている。

なお、関税撤廃の場合、鶏肉の価格下落がマイナス 47%と大きいのは、米国から安価で輸出されているカット鶏肉が原因であるが、安価な鶏肉が市場に出回ることによって牛肉の消費が減り、国内の牛肉生産者にも派生的に影響が出ることも考えられる。

6) 非伝統的輸出品目増加の必要性

前述のとおり、既にゼロ関税を享受している米国への伝統的輸出品目については、FTA によるメリットの享受が期待出来ないため、非伝統的輸出品目を増やすことにより、FTA のマイナス要因を相殺する必要がある。その中で有力候補と考えられる野菜及び果物を例にとり、どの程度の調整が必要かを示すと以下のとおりである。

FTA により表の注 1 の品目の輸入が増えるが、それら品目の国内生産価格、耕作面積、雇用の減少を相殺するためには、表の注 2 の品目の生産価格、耕作面積、雇用ともに、1998～2002 年の平均で 300%以上、つまり 3 倍の増加が必要であることが示されている。

非伝統的輸出品目の米国への必要輸出増加率

	各品目のコロンビア農業に占める割合 1998～2002年平均			想定輸入減少割合及び、 必要とされる輸出増加率		
	生産価格	耕作面積	雇用	生産価格	耕作面積	雇用
米国からの輸入品目 (注1)	19.1%	36.3%	13.5%	-57.4%	-20.1%	-34.8%
米国への輸出品目 (注2)	3.6%	2.0%	1.5%	307.0%	368.6%	313.0%
合計	22.7%	38.3%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注 1) コメ、トウモロコシ、大豆、モロコシ属、小麦、アブラヤシ、インゲンマメ、鶏肉、綿花。

(注 2) パイナップル、マンゴー、ツリートマト、生食用バナナ、ブルーベリー、メロン、ほうずき、イチジク、ピタイヤ、トマト、ビート、きゅうり、アスパラガス、なす、マッシュルーム、芽キャベツなど。

(資料) 農業省、DANE

7) FTA の一般消費者への影響

FTA は、一般には安い輸入価格が消費者物価にそのまま反映されるため、一般消費者にとってプラスになると考えられている。しかし、コロンビアでは農産品の流通や仲介が独占されているため、輸入価格は消費者価格にダイレクトに反映されない可能性がある。このため、一般消費者にメリットがもたらされるためには、特に農産品加工部門や流通分野での自由化政策がとられる必要がある。

また、FTAによる輸入関税税収の低下により、政府の歳入が減ることも懸念される。例えば、公共投資の減少や他の分野での増税措置がとられる可能性もあり、そうなると消費者はむしろFTAにより負のインパクトを受けることもありうる。

輸入価格が100%消費者価格に反映された場合と50%しか反映されない場合、また、それぞれの場合において、FTA対象品目の関税が撤廃された場合と保護価格帯が維持された場合における正と負の影響度を、農業生産者側、農産品消費者側、納税者側において整理すると以下ようになる。例えば、輸入価格が100%消費者価格に反映され、かつ保護価格帯制度が維持されれば、農業生産者はマイナスの影響を受けるため、農業従事者の失業要因は残るものの、消費者を含めた社会全体としては10%の恩恵が見込まれる。

輸入価格の消費者価格への反映に基づく消費者へのインパクト評価

	輸入価格が100%消費者価格に反映された場合の恩恵度		輸入価格が50%消費者価格に反映された場合の恩恵度	
	関税撤廃	保護価格帯維持	関税撤廃	保護価格帯維持
農業生産者	-22%	-4%	-22%	-4%
農産品消費者	19%	17%	10%	9%
納税者	-5%	-2%	-5%	-2%
雇用が一定の場合の影響度	-9%	11%	-18%	3%
農業労働者の失業	-7%	-1%	-7%	-1%
失業を入れた影響度	-16%	10%	-25%	1%

(注) 農産品主要9品目を対象とした。

(資料) 農業省

3. バイオ燃料の生産・輸出動向

コロンビアは、ブラジルに次ぐ南米第2位のバイオ燃料生産国であり、現在エタノール8%混合燃料、バイオディーゼル5%混合燃料が流通している。

2012年までにそれぞれの混合比率を20%まで引き上げ、さらに国内使用だけでなく、輸出ポジションも確立するのが政府の目標である。これは、近年のサトウキビやアブラヤシの作付面積及び生産量の拡大に繋がっている。

ただし、農業省の農村開発局の観点からは、食糧確保を優先すること、また、規模の大きなプロジェクトが実施される場合には、環境対策だけでなく近隣社会への社会的還元が提供されることが求められている。

サトウキビやアブラヤシなどバイオ燃料の原料となる作物の生産は、貧しい農村部での新たな雇用創出に繋がるほか、違法コカ栽培などの代替作物ともなることから、農業省では同作物の栽培を奨励しており、バイオ燃料プロジェクトや技術研究開発への融資を提供している⁹。

バイオエタノール及びバイオディーゼルの生産、販売などの状況は以下のとおりとなっている。

バイオエタノールの生産、販売などの状況

	2008	2009
エタノール生産量(百万リットル)	259.7	325.0
エタノール販売量(百万リットル)	279.7	324.9
サトウキビ生産量合計(百万トン)	19.2	23.6
サトウ生産量(百万トン)	2.0	2.6
サトウ国内消費(百万トン)	1.6	1.6
サトウ輸出(百万トン)	0.48	1.0
サトウキビ作付面積(ヘクタール)	205,664	200,000
現在稼働中のエタノール工場	6 工場	
上記工場生産能力(リットル/日)	1,075,000	
上記工場に出荷される原材料作付面積総計(ヘクタール)	40,742	
エタノール工場のサトウキビ使用量(トン/年)	358,632	

(資料) Federación Nacional de Biocombustible de Colombia

⁹ 農業省 <http://www.minagricultura.gov.co/02componentes/05biocombustible.aspx>

バイオディーゼルの生産、販売などの状況

	2008	2009	2010年見込み
バイオディーゼル生産量 2009 (トン)	-	173,043	-
バイオディーゼル販売量 2009 (トン)	-	169,065	-
アブラヤシ生産量合計 (トン)	775,500	801,000	846,000
	846,000	-	-
アブラヤシ作付面積 2008 (ヘクタール)	336,956	360,537	394,000
生産面積	-	234,349	-
生育中面積	-	126,188	-
現在稼働しているバイオディーゼル工場	7 工場		
生産能力合計(トン)	561,000		
上記工場に出荷される原材料作付面積総計(ヘクタール)	114,999		

(資料) Federación Nacional de Biocombustible de Colombia